

紹介料返金規定について

当社の紹介により就職した求職者が入社日から 6 か月以内に、本人の都合により退職した、又は本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合は、お支払いいただいた紹介手数料を一定料率で返金いたします。

記

□返金金額

退職期間に応じ紹介手数料から返戻額を設定しております

- ・入社日から起算して1ヶ月以内に退職した場合 : 紹介料の 80%
- ・入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内で退職した場合 : 紹介料の 50%
- ・入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内で退職した場合 : 紹介料の 25%

□返戻金の除外事項

- ①求人者の事由に起因する退職、求人者の都合による解雇の場合
- ②求職者の個人的な事情による退職

●契約に基づく正当な理由での退職

労働契約書や雇用契約書に記載された条件に基づいて退職した場合

(例えば、労働条件が著しく変更された場合や企業側の責任での退職など)

●健康問題や事故による退職

従業員が死亡、就労が不能となるような疾病で退職した場合

●労働条件が劣悪な場合

過剰な労働時間、労働環境が法的基準を満たしていない、またはパワハラなどの問題が原因で退職した場合

●事業の閉鎖や縮小、経営上の理由

企業が経営不振や事業縮小のために労働者の契約を終了させた場合

●法律に基づく理由での退職

労働法や特定技能に関する法令により、退職が認められた場合

(例えば、外国人労働者に対する法的保護が不十分であった場合)

支払いを受けた紹介料につき、本規定に基づく返金以外には、理由の如何を問わず一切返金・賠償の責を負いません。ただし、支払いを受けた紹介手数料に過誤納があった場合はこの限りではありません。

以上

許可番号	23-ユ-303038
事業所の名称	名鉄エリアパートナーズ株式会社
所在地	愛知県名古屋市南区前浜通七丁目 28 番地